

○新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年4月1日

規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年新潟市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付申請等)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派及び条例第3条第2項に規定する交付対象議員（以下「交付対象議員」という。）は、新たに政務活動費の交付を受けようとする場合及び年度ごとに、会派にあっては別記様式第1号に、交付対象議員にあっては別記様式第1号の2による政務活動費交付申請書を議長を経由して市長に提出しなければならない。

2 会派及び交付対象議員は、前項の政務活動費交付申請書に記載した事項に変更がある場合は、会派にあっては別記様式第2号に、交付対象議員にあっては別記様式第2号の2による政務活動費交付変更申請書を議長を経由して市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第3条 市長は、前条の規定により申請のあった会派及び交付対象議員について交付すべき政務活動費の額を決定し、別記様式第3号による政務活動費交付（不交付）決定通知書又は別記様式第4号による政務活動費交付変更決定通知書により会派及び交付対象議員に通知するものとする。

(会派解散等の届出)

第4条 政務活動費の交付決定を受けた会派は、会派を解散した場合には、別記様式第5号による会派解散届出書を速やかに議長を経由して市長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付決定を受けた交付対象議員は、交付対象議員でなくなった場合には、別記様式第5号の2による政務活動費の交付対象議員終了届出書を速やかに議長を経由して市長に提出しなければならない。

(交付請求)

第5条 政務活動費の交付決定を受けた会派及び交付対象議員は、交付日の7日前までに、会派にあっては別記様式第6号に、交付対象議員にあっては別記様式第6号の2による政務活動費交付請求書を議長を経由して市長に提出しなければならない。

(収支報告書の通知)

第6条 議長は、条例第9条第1項の規定により同項に規定する収支報告書を受領した場合は、別記様式第7号による政務活動費収支報告通知書により市長に通知しなければならない。

(会計帳簿等の整理保管)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び交付対象議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を整理するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第51号）

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に交付すべき事由の生じた政務活動費に係る収支報告書の様式及び会計帳簿等の保管については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、新潟市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成25年新潟市条例第4号)の施行の日(平成25年3月1日)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年規則第56号)

この規則は、交付の日から施行する。

年 月 日

（宛先）新潟市長

会派名

議員名

政務活動費交付申請書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 所属会派の名称

2 交付対象議員となった年月日

3 交付申請額（ 年度分） 円

年 月 日

（宛先）新潟市長

会派名

議員名

政務活動費交付変更申請書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
所属会派の名称			年 月 日
交付対象議員の氏名			年 月 日
交付申請額 (年度分)	円	円	

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

政務活動費交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった政務活動費については、新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付 不交付
- 2 年度政務活動費交付決定額（不交付の理由）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

政務活動費交付変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった政務活動費については、新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により、下記のとおり変更したので通知します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更理由

年 月 日

（宛先）新潟市長

会 派 名

代表者名

会派解散届出書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 会派の名称

2 解散年月日

年 月 日

（宛先）新潟市長

会派名

議員名

政務活動費の交付対象議員終了届出書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 交付対象議員でなくなった年月日
- 2 交付対象議員でなくなった理由

年 月 日

（宛先）新潟市長

会 派 名

代表者名

政務活動費交付請求書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

- 1 金 円
ただし、年 月分～ 月分
- 2 交付月の基準日における所属議員数 人

年 月 日

（宛先）新潟市長

会派名

議員名

政務活動費交付請求書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金 円
ただし、 年 月分～ 月分

新 第 号
年 月 日

（宛先）新潟市長

新潟市議会議長

氏 名 印

政務活動費収支報告通知書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、別紙のとおり報告がありましたので通知します。